

1) 現行解釈の中で「旧解釈」の対応をしている箇所

a) 基準の全体を引用しているものについて

「旧解釈別表第一」

「旧解釈別表第四」

「旧解釈別表第七」

置換

「JIS C 3010 (2019)「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」

「JIS C 8300 (2019) + 追補1 (2021)「配線器具の安全性」

「JIS C 4220 (2020)「小形交流電動機の安全性」

b) 基準の一部を限定して引用しているものについて

「別表第一附表第十二 の試験を…」

「別表第四 1 (1)ロ(イ) から (ト) に適合すること。」

「別表第七 1 (2)二 の 表 の値…」

一例

置換

「JIS C 3010(2019)「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の附属書CD の試験を…」

「JIS C 8300 (2019) + 追補1 (2021)「配線器具の安全性」「配線器具の安全性」の19.2.1 から 19.2.5 に適合すること。」

「JIS C 4220(2020)「小形交流電動機の安全性」の 表5 の値…」

c) “又は”で別表第12と併記しているものについて

「別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する…」

削除

「別表第十二の規定に適合する…」